

工事の入札・契約制度について（令和8年4月版）

令和8年4月1日以降に入札公告・指名通知を行う案件から適用

愛川町管財契約課

1. 工事入札方式

（1）適用される入札制度

区 分	適用する制度	備 考
最低制限価格制度	設計金額 200 万円を超える工事入札	R7.4.1～適用
低入札価格調査制度	—	R8.4.1～休止

（2）最低制限価格の算定方法・適用範囲

区 分	適用方法等	備 考
最低制限価格の算定方法	※次の①～④の合計した額 (万円単位とし、万円未満切捨て) ① 直接工事費×0.97 ② 共通仮設費×0.9 ③ 現場管理費×0.9 ④ 一般管理費等×0.68 注) スクラップ等の売払い収入相当額が工事価格とは別に積算されている場合は、スクラップ等売払い相当額を合計金額から減額する。	R4.4.1～適用 (一般管理費等に適用する率を見直し)
最低制限価格の適用範囲	予定価格の 80%以上 92%以下	R2.4.1～適用

※解体工事案件については上記によらず、予定価格の 91%（万円止め）を最低制限価格とします。

（3）低入札調査基準価格の算定方法・適用範囲

区 分	適用方法等	備 考
調査基準価格の算定方法	※次の①～④の合計した額 (万円単位とし、万円未満切捨て) ① 直接工事費×0.97 ② 共通仮設費×0.9 ③ 現場管理費×0.9 ④ 一般管理費等×0.68 注) スクラップ等の売払い収入相当額が工事価格とは別に積算されている場合は、スクラップ等売払い相当額を合計金額から減額する。	R8.4.1～休止

調査基準価格の適用範囲	予定価格の80%以上 92%以下	R8.4.1～休止
-------------	---------------------	-----------

2. 契約締結時に必要な契約保証の適用範囲（H30.4.1～適用）

区 分	適用する工事	備 考
金 銭 的 保 証	契約金額 500 万円以上の工事	H30.4.1～適用
役 務 的 保 証 (損害保険会社の公共 工事履行保証証券で契 約不適合責任保証特約 付に限る。)	契約金額 1 億円以上の工事で 供用開始時期が限定されるな ど、特別な理由のある工事で、 次に該当するもの。 1 工事の完成が遅延すること により、人命等に係わる事態 が予想される場合 2 工事の完成が遅延すること により、個人の財産等に被害 を及ぼす恐れがある場合 3 工事の完成が遅延すること により、実質的な損害が予想 され、金銭的保証では不十分 な場合	R8.4.1～適用要件の明確 化

3. 入札参加者の社会保険加入について（H27.4.1～適用）

本町の競争入札等に参加を希望する場合は、神奈川県及び県内29の市町村（横浜市・川崎市・山北町・真鶴町を除く）並びに神奈川県内広域水道企業団（以下「団体」という。）が共同で運営している「かながわ電子入札共同システム—資格申請システム—」を通じて申請を行っていただいております。

認定に当たっては、神奈川県が行う共通審査の中で、健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条又は雇用保険法第7条の規定による届出をしなければならない場合に、当該届出をしている者を認定の要件としています。

4. 入札金額積算内訳書の入札時の提出について（R8.3.1～適用）

公共工事の入札については、電子入札システムで応札する際に「入札金額積算内訳書」の添付が必要です。

入札金額積算内訳書の様式は、入札時の設計図書ダウンロードを町ホームページから行う際に、同時にダウンロードしてください。

なお、提出のあった入札金額積算内訳書の「契約件名・商号・名称等・代表者職

氏名・工事価格等」に誤りがあった場合には、その応札を無効として取り扱いますので注意してください。

また、令和8年3月1日以降発注の工事入札については、「入札金額積算内訳書」の記載内容が変更となっており、未記載等の場合については、その応札を無効として取り扱いますので注意してください。

5. 施工体制台帳及び作業員名簿の提出について（R3.4.1～適用）

工事入札に係る契約案件について、施工計画書の提出時に施工体制台帳の提出が必要です。また、「作業員名簿」の添付も必要となります。

6. 現場代理人の常駐義務緩和について（R7.4.1～適用）

本町では、本町公共工事標準請負契約約款第10条第2項の規定による現場代理人は、工事現場に常駐することと定めており、一人一現場の制約を設けていますが、町内建設業者の受注機会拡大を図るため、現場代理人の常駐義務を緩和します。

※ 令和6年12月に国による建設業の各種金額要件が緩和されたことに伴い、本町においても、令和7年4月1日から兼任できる工事を2工事とも4,500万円未満としています。

7. 前払金・中間前払金について

区 分	適用工事	前 払 率	備 考
前 払 金	契約金額 500万円以上 の工事	契約金額（消費税額を含む） の40%	R2.4.1～適用 （前払金の限度額を 廃止）
前払金の追加 （中間前払金）		契約金額（消費税額を含む） の20%	H29.4.1～適用

※継続費又は債務負担行為を設定している案件については、当該会計年度の出来高予定額ごとに前払率を乗じて、前払金・中間前払金を算出することになります。

※令和8年4月1日以降に契約した工事案件については、前払金の充当可能範囲を拡大しておりますことから、契約約款により確認してください。

8. 建設業退職金共済証紙購入について（H28.4.1～適用）

本町では、工事入札の契約にあたって、建設業退職金共済証紙購入状況報告書等の作成を求めています。

9. 入札への参加制限について（R3.4.1～適用）

談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から、令和3年4月1日以降の発注工事について、資本関係または人的関係にある者同士の同一入札への参加制限をするものです。

10. 各種様式の手印の廃止について（R3.4.1～適用）

愛川町手印廃止方針（令和3年3月策定）に沿って、受注者から提出を受ける工事・業務委託等に係る様式について、手印を廃止します。